

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の施行について

## 第1 改正の背景及び趣旨

### 1 ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の強化

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、平成13年に水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令（以下「排水基準省令」という。）が改正され、一律基準が定められたが、その際、直ちに排水基準を満足することが困難な業種については、暫定排水基準が定められている。

このたび、この暫定排水基準の適用期間が平成25年6月30日に終了することから、暫定基準の適用について見直しが行われ、各業種からの排水実態、導入可能な処理技術等を踏まえて暫定排水基準を一部強化し、適用期限を平成28年6月30日まで延長する等の排水基準省令の改正が行われた。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年規則第43号。以下「14年改正規則」という。）附則に定めるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について一部強化を行うこととした。

### 2 1,4-ジオキサンに係る排水基準の追加

1,4-ジオキサンについては、平成21年11月に「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）が改正され環境基準が設定されたことから、平成24年3月に排水指定物質に追加したところである。

その後、平成24年5月に排水基準省令が改正されて排水基準が追加されて排水基準が追加され、さらに、平成25年2月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が改正され、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準が追加されたことを踏まえ、排水基準を追加することとした。

## 第2 改正の内容

### 1 ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準値の強化

平成14年改正規則附則第7に定める暫定排水基準適用業種のうち、電気めっき業に係るほう素の基準を「50mg/L」から「40mg/L」に、同じく硝酸性窒素等の基準を「400mg/L」から「300mg/L」に強化した。また、昭和49年12月1日において現に湧出

している温泉を利用する事業所に係るふっ素の基準について、掘削により湧出させた温泉を利用する事業者に対する基準を「50mg/L」から「30mg/L」に強化した。

## 2 1,4-ジオキサンに係る排水基準の追加

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第9の物質の種類に1,4-ジオキサンを追加し、排水基準を「0.5mg/L」とした。ただし、既存の一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場からの排水に対しては、当分の間、排水基準を「10mg/L」とする暫定排水基準を設けた。

また、排水の測定方法は、環境庁告示第59号付表7に掲げる方法とした。

## 3 その他の改正

これまでの改正に伴い標記が不統一となってしまった箇所の統一や、条文の「ずれ」の修正、及び不明確な表記の明確化や、誤字、脱字などの修正などを行った。

## 第3 留意事項

### 1 ふっ素及びその化合物の暫定排水基準が適用される業種又はその他の区分について

ふっ素及びその化合物の暫定排水基準が適用される業種又はその他の区分のうち、「昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所」は、「昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所」と、「昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所」に分けた。これは、自然湧出以外の源泉を利用する温泉排水については、事業活動に伴い、新たな環境への負荷をより積極的に与えることになることから、自然湧出の源泉を利用する温泉排水とは区別して暫定排水基準を設定した、国の考えに倣ったものである。

なお、「温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所」における「温泉（自然に湧出しているものに限る。）」とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出に含まれない。

### 2 1,4-ジオキサンを使用している事業所の把握について

1,4-ジオキサンは水にも油にも溶けやすいことから、広く溶剤として使用され、有機合成時の反応溶媒として使われるほか、染色・印刷時の分散剤や潤滑剤などにも使われており、安全性データシート（SDS）等により1,4-ジオキサンの使用の有無について確認すること等により事業所における使用状況や排水実態の把握に努めるものとする。

### 3 その他の改正

その他の改正については、不明確な表記の明確化や、誤字、脱字の修正などを行ったものであり、運用についてはこれまでと変更はない。